

# 臨床社会学の方法

## （20）加害の語りを聴くこと

中村 正

### 1. 加害の語り方

2018年1月29日、NHK総合「あさイチ」が「DV 加害者の声から考える対策」という特集を組み、そこに呼ばれて解説をした。ずいぶんと以前から取り組みをされている「アウェア」というDV加害男性向けのプログラムに通う男性たちへのインタビューが紹介され、スタジオで話をしながら進めた。メインキャスターは有働アナウンサーとV6のイノッチ。そこにゲストのマキタスポーツさんとヤマザキマリさんがからみ、もう一人の解説者の斎藤弁護士と私とで議論がすすんだ。マキタスポーツさんは「共依存」という言葉でDVのある夫婦関係について話し出した。この言葉には違和感があり、被害にあう方にも依存的な面があり、ようするに被害者の落ち度論となりかねない。ところが、自身の親子関係に照らし出して内省し、「言い返せない、やり返せない関係のなかで固定的なロジックを埋め込むという暴力」になると言い換えていたので反論はしなくてすんだ。

そして、イノッチが「男らしさとは何かと

いう具体的なことや具体的な姿を教えられないまま、男らしさを求められる」ということを指摘した。だからそれは虚構のまま各自が勝手な意味を埋め込んでいくことになるという意味ではよい発言だった。たとえば暴力は人を鍛えるというような幻想が入り込む。そんなことは解説する時間はなかったが、聴き手には十分だった。虚構のような幻想や根拠のない思い込みとしての男らしさのこと、関係が対称的ではない中でおこる暴力ということがよく見えてきたかと思い、私の解説もそれなりにこの主旨の議論に即しながらできた。担当ディレクターとは加害の語りの観点からのストーリー化に協力してきたのでそれなりの流れができていた。ただ残念なのは国会中継で切断されてしまい、残りの20分が消えてしまった。加害の語りの話をする予定だった部分だ。

その加害の語りは難しい。その一環である謝罪や罪の自覚や内省と洞察がとりわけ難しく、しかも暴力を振るう側には正義の感覚もあり、被害者感もでてきて難度は高い。話題

は大きくなるが、たとえば戦争や虐殺の加害の語りも同じである。「虐待の再現」をしている映画「アクト・オブ・キリング」(ジョシュア・オッペンハイマー監督/共同監督:クリスティーン・シン、他匿名希望、2012年、デンマーク・ノルウェー・イギリス合作。原題は、The Act of Killing)がある。1965年、当時のインドネシア大統領・スカルノがスハルトのクーデターにより失脚、その後、右派勢力による「インドネシア共産党員狩り」と称した大虐殺が行われ、100万人以上が殺害されたといわれている、9月30日事件を追った作品である。当時、虐殺に関わった者たちを取材し、彼らにその時の行動をカメラの前で演じさせて再現するという手法をとったドキュメンタリー映画である。アンワルら虐殺者たちは自慢げに自分のした殺人を語り、ふざけながら笑顔で演じ、虐殺の現場で踊る。加害者の集団は何の反省もせずに国家と一体となっている。被害者役も演じるなかで徐々に事態の重さに気づいていく。最後はその当の加害の本人の気分が悪くなり反吐をはく場面もある。加害の再現が身体反応を引き出している。

あまりにも直接的なドラマ化手法なので賛否はあるが直面する機会がなく、加害とも思わずに過ぎていくことを考えれば映画にするという作業をとおして何かのきっかけとなっていくのだろう。暴力の自覚はこうした強制的な仕掛けがないとすすまなく、圧倒的な沈黙や忘却のなかにある。

「あさイチ」での紹介も同じだが、加害の語りは、それを聴く側の力や引き出す力

とも関連し、そして社会の側の意味づけによってそれらに変化していく。さらに、親密な関係性における暴力として社会問題化されてきた経過ではやはりDV防止法や児童虐待防止法等による介入という仕掛けが奏功していることもある。とはいえ、被害者の救済とともに当の加害者たちをどのように処遇していくのかという点は未可決のままである。しかも、わかりやすい、一方的な加害と被害となる身体的な暴力だけではない関係性に宿る心理-精神的な暴力の全容は多様な言葉をとおして構築していく必要がある。そうした諸相を最近の事例からみていきたい。

## 2. 加害の語りのための語彙と聴く側の気づきを広げること

認知意味論や社会構成主義の系譜を引用している余裕はないが、言葉 word が世界 world をつくるという視点から事例を凝視すると、問題の見方それ自体の多層性がみえてくる。すでに社会問題として認知がすすむDVと虐待も、最近の事例を、マタニティ・ハラスメント、マザリングへの暴力、モラルハラスメント、父親の面会交流殺人事件、乳児揺さぶり症候群、代理ミュンヒハウゼン症候群等の言葉からみつめ直してみるとまた異なる心理-社会的様相が浮上し、対人暴力への広い理解が必要だと思うことが多い。あるいはこうした先鋭化されたアイキャッチャーのような言葉ではなく現実を把握するためにも事態を冷静にみつめ対人援助の場面へと再構成していく必要もあるだろう。

筆者のもとにはいろいろな暴力の加害当事者がやってくる。わかりやすく類型化すれば、DVの夫、子ども虐待の父親、体罰教師、ハラスメント教師、傷害罪で保護観察中の男性、親父の厳しい躰から家出して万引きした少年、迷惑防止条例違反（痴漢）の者たちである。また、支援者支援として対人援助専門職への研修や事例検討を引き受けているとそこにも多様な家族の現在がみえてくる。私の関心からすると、共通していることはすべて男性の問題行動や暴力問題に焦点があたる。彼らの加害のナラティブをひきだし、読み解き、認知の再構成、意味づけの変更、行動の修正に結びつける。もちろん私は警察でも検察でもない。そして何よりも対人暴力の多くは刑事事件になっていないので、多くは私的な領域での出来事であり、介入されるような問題ではないと加害者は考えている。だから、動機の形成、加害の自覚、内省や洞察、語りの語彙や文法など、否認、反抗、抵抗だけではなく、言い訳したいこと、説明したいこと、言葉になりにくいことが錯綜していろいろと現れる。そして感情を言葉にすることに苦労する。

また彼らの人生をみると、加害と被害は捻れてつながっている。聴き手には複眼的な視野がある。総じて加害者への対応は難しい。加害のナラティブ、通例は事件の物語として存在している。対応するのは取り調べのストーリーである。これを責任と変化のためのストーリーややり直しのためのストーリーとして重層化していく対話にしたい。それは

またカウンセリングではあるのだろうが、そうした「聴く」行為をなんと名付けたらよいのだろうか。広い意味では「傾聴」なのだろうが、加害のナラティブを重層的にひきだし、聴くことはいかにして可能であるのか。被害のナラティブも同じようにトラウマ的体験の語りなので困難を伴うが、加害のナラティブはそれとはまた別様の困難がある。以下のことはそのもっと手前の作業である「言葉の掘り起こし」であるが、虐待する親たちとのグループワーク、個別面談や夫婦面談、時には子どもとの対話から教えられたことである。筆者は大阪府内の児童相談所と連携して脱暴力の機会を提供しており、加害のナラティブの貴重な場となっている「男親塾」を運営している。加害の語りのなかから十分に語彙になっていない背景にある問題を感じ取る聴く力が、加害者と協働した語彙の創出になるように考察をくわえてみた。

### 3. マザリングへの暴力-家族をとおして増幅されていくこと

家族システム論からすればDVと虐待は重なりあっている。その重なりは面前DVという言葉に象徴されるが、それをとおして暴力はシステム全体に影響を与えている。その焦点のひとつは家族のなかのマザリングへの暴力だといえる。

つまりこうだ。ジェンダー秩序は、子育てや介護、看護など、ケアすることを女性に割り振る。さらにそれは家族をとおした愛着や育ち、関係性、相互作用による身体感覚とし

て体験され、再生産され、日常となっていく。家族内部での関係性を調整することが女性の役割と観念される。女性は愛情供給係となる。家族のメンバーからするとそのケア提供者に依存と甘えが生起する。歪んだ表現として暴力が発現し、愛情という名の下に受容されていくことがある。言葉を換えれば、女性のケアは葛藤を受け止め、癒やし、包み込むことを期待されている。愛と暴力は加害者からすれば近似的なところにある。愛情は境界をこえて対の関係に閉じていく。感情を受け止めるゆりかごのようにして対の関係ができあがる。そこでは喜怒哀楽の暴力を受け止めることも期待されている。端的には家族のなかのケアリングであるが、それはマザリングと重なる。そこには暴力を受け止めるような陰影もできあがる。家族という場におけるケアリングとマザリングはジェンダー化されてクロスされると暴力の甘受となる。

Lorraine Radford and Marianne Hesterらはこれを「母としての女性への暴力」として整理している。内容は、父が母を辱める、感情的に母親を批判する、母親失格だと脅す、妻の社交を監視し、社会的孤立を強いる、思い通りの性を強要し、子どもをたくさんつくるなどして生殖の自由を奪う、子どもを同盟にして母をののしる、母に子どものしつけ役を押しつけ、成果がないといって母を叱責する。また、自殺すると脅すことで女性のケア意識に期待する、家事と育児を強いるなどもある。マザリングを理由とする暴力は DV と虐待を関連づける。日本のような家族中心社会ではマザリングをとおして女性への暴力が

増幅していく。本来はパートナーシップという水平の関係にあるべき夫婦関係が、マザリングやケアリングをとおして垂直の関係として錯綜していく。家族関係の持続はこの要素をはらんでいる。

マザリングとケアリングが甘えと依存にもとづく暴力を誘発する面をもつことはさらに DV や虐待等の親密な関係性における暴力論として検討されるべきである。さらにジェンダー秩序が関与することも無視できない。マザリングはケアリングと同じ意味をもつがそれは自らの育ちの体験に由来する。女性役割は母役割であり、世話をしてくれた、あるいはしてくれなかったことの体験が重ねられている。家事や育児の分担にかかわる夫婦の分担の時間の指摘があり、極端にその分担割合の少ないことが日本の男性問題の一つとして存在しているが、そのこともこのパートナーシップのあり方に他ならない。具体的なマザリングへの暴力は、妻が病気の時でも食事をつくれということが象徴的である。妻の体調はおかまいなしだ。体調の悪い妻に対して食事を用意することくらいは夫としての当然のことであるのだが、そうはならない。DV のマイルドな形態とすべきだろう。働く妻の場合は子育て（場合によっては介護）と仕事の両立と、くわえて夫の面倒をみることになる。家族のなかの女性の役割がケアに比重を置かれていると、分担しないことそれ自体は妻の負荷となる。パートナーシップが形成されていないと家族をとおして不均衡が再生産されていく (*Mothering Through Domestic Violence*, Lorraine Radford and Marianne

Hester, 2006, Jessica Kingsley Pub., London  
には、「母としての女性への暴力」論が展開さ  
れている）。

#### 4. マザリングを奪ったことへの責任-乳児揺 さぶり症候群の親たちと

このマザリングをめぐる子ども虐待事件  
から考えさせられた家族の例を紹介しておき  
たい。夫婦と子ども二人の核家族である。個  
人情報保護のために少しかたちをかえてある。  
40歳の父親は男親塾の熱心な参加者だった。  
児童相談所で夫婦面談、妻への面談、拡大家  
族（父方祖父母）との対話を実施した。4ヶ  
月の時、「乳児ゆさぶり症候群」の疑いで警察  
が関与することになり、夫は取り調べを受け  
たが不起訴になった。その後は3歳の終わり  
まで乳児院で治療的に保護されていた。脳血  
腫と揺さぶりの因果関係は不明だが父親の責  
任は大きいとして家族再統合の取り組みに積  
極的に関与してくれた。彼の責任の取り方を  
焦点に家族として生き直す協働ができた事例  
である。

こうした事案の場合、家族のやり直しに向  
けて父と母は協働しなければならないが、心  
理的障壁がある。それは夫の行為でこうなっ  
たことをめぐる夫婦間の葛藤である。事故だ  
としても母子が会えない事態を作り出したの  
は父だからである。その出来事は父と息子の  
二人きりのところで起こった。妻は夫を信じ  
たいし、信じなければならない。一緒になっ  
てこの困難を乗り越えなければならない。夫  
も辛い局面に追い込まれる。若い夫婦にはそ

うとうとこたえただろう。試練だった。父性  
を育むことが何よりも大事だが、上の子が保  
護されていなかったのが家族としてのきずな  
は維持できた。保護されなかった上の子と父  
の関係性を豊かにすることで彼の親性は育成  
できるだろう。さらに彼は乳児への接し方や  
赤ちゃんのからだの特性も親教室に通うこと  
で勉強していた。

ここまでは既存の家庭福祉や児童福祉の枠  
内で可能だが、父性の涵養やケアにかかわる  
男性性の課題は既存の枠におさまらない。男  
親塾では、高葛藤を想定して妻への謝罪や配  
慮が必要なことを伝えていた。児童福祉の仕  
組みのなかでの家族再統合事業はこうしたと  
ころへは踏み込みにくい。民間（大学の研究  
と社会実装のプロジェクト）として協力する  
男親塾と公的機関としての児童相談所が実施  
する個別の夫婦や個人カウンセリングを並行  
させることでトータルに家族システムの再構  
成をめざすこととした。

父は月に二回の男親塾にきちんと参加した  
くれた。気持ちを語る語彙や家族のエピソード  
を語る体験を積み重ねた。1年半程の時間  
である。子どもが保護されてからは3年の時  
間経つ。児童相談所は母から先に子どもと  
の面会をし、のちに父も合流し、自宅への外  
泊も実施し、徐々に家族の再統合をすすめて  
いた。

夫の責任の範囲として配慮すべきこと確認  
していった。夫が何に対して謝罪をすべきで  
あるかという点である。虐待やDVがあると  
マザリングに焦点を当てて考える面がある。

DV の場合は妻の子育ての仕方に問題がある  
といて妻を非難し、妻に精神的な暴力を加  
えることがある。子育ては妻の責任だとい  
う考えにもとづく責任の追及である。先述し  
たようにマザリングへの暴力あるいはマザリ  
ングを利用した暴力である。この夫はそこ  
まで DV との関連はなかったので母性を剥奪  
してしまったことへの謝罪や内省を深めてい  
くことができるかと判断して対話の内容を考え  
た。つまりことの真偽は別にして、夫の過失  
により男の子を育てる機会を喪失させた、つ  
まり母性を育む機会を奪ったことへの謝罪  
と内省である。何よりもこの苦難を耐えて  
二人で家族をやり直そうとしてくれている  
妻への敬意でもあることからこの家族の再統  
合の要にある課題として提示した。ペア  
レンティングとパートナーシップの統合とい  
う意味である。マザリングの機会を奪った  
ことにもなるのでそこへの内省が欲しいと  
指摘した。マザリングへの暴力論として考  
察できるである。乳児揺さぶり症候群はえ  
ん罪かどうか争点となっているが、その真  
偽論とは別に子どもの回復とともに父の過  
失であったとしてとしていかにしてマザリ  
ングへの敬意とともに家族再統合課題の協  
働ができるかどうか回復にとって重要とな  
ることを示してくれた貴重な家族だった。

#### 5. マタニティ・ハラスメント-社会のなかの マザリング・バッシングとの共軛関係

比較的子どもが多い虐待家族に出会うこ  
とがある。離婚して再婚した場合は連れ子  
が多くなることもあるし、これはこれで家  
族形成

の課題がある。実子も多い場合がある。ジ  
ェノグラムが拡張していくといえればわか  
りやすいだろうか。妻が休む間もなく子ど  
もをつくっている家族もある。妊娠してい  
る妻への DV もある。これらは生殖をめぐる  
葛藤が背景にあると推測できる。マザリ  
ングへの暴力は多様に見られるべきだろ  
う。さらに社会的にも広くマタニティを  
めぐっての問題がある。端的な言葉とし  
てはマタニティ・ハラスメントである。

2015 年には「妊娠・出産等を理由とする  
不利益取扱いに関する解釈通達について」  
(厚生労働省)が発出された。もちろんそ  
もそも「雇用の分野における男女の均等  
な機会及び待遇の確保等に関する法律  
(男女雇用機会均等法)」第 9 条第 3 項  
や「育児休業、介護休業等育児又は家  
族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
(育児・介護休業法)」の第 10 条等では、  
妊娠・出産、育児休業等を「理由とし  
て」解雇等の不利益取扱いを行うことを  
禁止している。迷惑をかけることへの躊躇  
がある。

女性への暴力をマザリングへの暴力とし  
てみると家庭内だけではなく社会のなか  
での暴力も可視化される言葉である(『働  
く女性とマタニティ・ハラスメント-「  
労働する身体」と「産む身体」を生きる』  
杉浦浩美、大月書店、2019 年)。

#### 6. 父親による面会交流殺人事件-ス トリーキングの一類型とファザリ ング(父性涵養)の問題

このマザリングと対象的なのはファザ  
リングである。父性の問題は男性問題  
のひとつと

して大きな課題である。社会制度としては離婚後の父子関係を保障するものとして司法が扱う面会交流制度が争点となっている。特に暴力が理由で離婚した後の非監護親との面会が焦点である。「親子断絶防止法」という通称で呼ばれている政策課題や現状認識にかかわり公論となっている（中村正「子どもと別居親の『交流』の意味-良い離婚にするために-」、『離婚紛争の合意による解決支援と子どもの意思の尊重』二宮周平・渡辺惺之編所収/日本加除出版、2014年）。

争点となっている背景は事件として表面化する事例があるからである。たとえば、兵庫県伊丹市で、面会中の4歳の娘が殺され、その父親も首を吊って死亡しているのが発見された。面会時間が終わっても連絡が取れない元妻が心配して、警察に連絡したことから発覚した（面会日に無理心中した事件、2017年）。2017年1月には長崎県で、面会交流中に子どもを元夫宅に連れて行った元妻が、殺害された事件があったばかりである（2017年、長崎ストーカー殺人）。

背景にあるのは法改正である。2011年に民法766条が改正され、離婚時に「子どもの利益を最も優先して考慮」すべきとして、親権と養育費とともに面会交流が取り決められることが強化された。長崎事件では、元夫がその後自殺した事件は、やはり離婚時に元夫に定期的に面会交流をさせる「面会交流」を取り決めていたという（「子の面会」事件招く？元夫と離婚時約束、数回訪問『西日本新聞』2017年2月2日朝刊）。被害者は、夫の

ストーキングと脅迫メールを警察に相談していたという。

また別の2017年の事例。父親が別居している母親に長女を会わせる面会交流の取り決めを破った場合、父親が1回あたり100万円を母親に支払うよう命じる判決が東京家裁であった。内容は、娘との面会拒否に対して1回あたり100万円の支払いを命令するというもの（『朝日新聞』2017年1月21日付け）。また面会交流を実施していなかった元妻と再婚相手に賠償責任を認めた熊本地裁判決もある。70万円、30万円の支払いを命じている（子供への面会拒否、元妻の再婚相手にも賠償命令。熊本地裁『毎日新聞』2017年1月23日）。

こうして、面会交流を実施しなければ、間接強制となり、「罰金」となる。暴力や虐待のある離婚後の事例でも、被害者であることの多い、親権をもつ妻が合わせる義務があり、あわせないことは罰となる。暴力や虐待の危険性が別の犯罪に至ることを防ぐ義務があり、ガード付き面接などの措置を講じる諸外国とは異なる家族主義規範に司法が染まっているともいえる。

この問題に対しては子どもの利益をどう実現するのか、親のための面会交流というよりも子どもの健康と発達にとっての面会交流制度にしていく必要がある。暴力を契機とした離婚事例への対応はもちろんのこと、日常的なファザリング、つまり父性の涵養のテーマとしてとらえていくべきだろう。面会させるべきかどうかというよりも、やはり基本は父

性の涵養であるべきだ。親力を鍛えるためのペアレンティング学習への参加の制度が離婚のプロセスでは必要だろう。虐待による介入のあと、DV との重なりが有り離婚へと至る家族の場合の父への対応という固有の課題に男親塾は応答しているが、そうした機会提供の議論もすべきだろう。諸外国では暴力事案の離婚後の面会交流にはガードをつけることが多いが、それは監視付きなので、もっと積極的な父性への働きかけという意味である。面会交流殺人事件という極端な事例ではなしにしろ、そのすそ野は広く父の子育て力をつける、つまりケアする力の構築は社会的な課題となっており、とくに離婚家庭だけではないが、まずはこうした契機をとおして父親教育ができればと考える。離婚後のマザリングに対して敵対するようなことではない健康的な離婚後の養育をめぐる関係性の構築が欠如しているとそもそも子どものための交流にはならないだろう。親としての子どもの観察の交換ができる程度には面会交流の過程でのコミュニケーションが求められる。

## 7. 愛なのか暴力なのか

### -ケアと暴力の原初形態-

そのコミュニケーションは関係性に根ざすべきである。たとえばこんな女子学生がいた。授業の前に彼氏から携帯メールがあったと相談にきた女子学生。彼から「俺のっている講義が休講になったのでこれから会いたい」とメールがあったという。彼女はこれから始まる私の講義がある。担当しているのは社会病理学という授業だ。デートバイオレンスや

DV のことも話した。私にも娘がいるので「そんなやつ、別れてしまえ」といいたいところだが、教壇からそんなことはいえない。教育の対話になるようにこんなことを問うた。「あなたは同じことをしたことがありますか」と。彼女は自分の授業が休講になってもそんなことはしないと答えた。彼は自分の時間を中心に考えているから、そんなことができるのではないかとさらに問いかけた。相手の時間を自由にできると思っているおそれもある。このことを話してくれたのは小さなことのようにだけれど、授業で聞いた親密な関係性における暴力の中心にあるコントロール行動とこの出来事が重なり、少しばかりの躊躇をおぼえたからだという。彼の望みに応じるのが愛情かしらと思ったともいう。今までとは異なる視野で恋人の行動をみることができてきたように思った。愛情を供給する側はいつもそれに応じることを愛という名のもとに求められる。だいたい女性だ。突然のように会いたいといい、出てきてほしいといい、愛情を示してほしいという。時にはセックスしたいと強いられることもある。彼女はいつも相手を尊重しながら行動しているので、おそらく相互の関係の仕方にコントロール行動がある。こうした関係はコミュニケーションそれ自体が非対称である。愛情という名のもとに自分の時間を割くべきだと一方は思い、他方は応答しないと愛情に欠けているのか思ってしまう。これはジェンダーの作用だ。ジェンダーは親密な関係性や訴求し合う関係性にあって愛と拘束・束縛を共存させる。男子と女子では親密さ感覚が異なる。関係性が調子の良いとき、



拘束は愛情のように感じる。そうではないと暴力的にみえてくる。親密な関係性だったからこそ、関係が壊れると憎悪や復讐へと展開する。学校で性の問題を扱うときにはこうした関係性の視点とあわせていくことが大切だ。

#### 8. 面前DVのリアリティー「アンパンマンが嫌いだ！」という5歳の男の子

母子でシェルターに避難したことがあるという母親のDV被害体験を聞いた。その息子は現在は大学を卒業しているという。母親の被害体験のなかでも心を痛めたのはアンパンマンをみたくないという当時5歳の息子の話だった。「アンパンチ！」というシーンが夫の暴力場面と重なるのだという。子どもたちが好きなアニメをみることができない程に面前で暴力を振るっていたのかと思うと聞いているだけで辛くなった。

さらに妻にはその文脈も辛いのではないかと心の中で思った。しかし、ずいぶんと時間がたったこととはいえ、それ以上質問はできなかった。アンパンマンの暴力は、暴力が行使される際の常として、バイキンマンという悪をやっつける「正義のための暴力」として使われる。暴力を振るう夫も同じような言い方をしていただろう。「殴らせるお前が悪い」と。それがバタラー（慢性的に家族に暴力を振るう人、*batterer*）の常であるからだ。言葉に出さなくとも、殴る男性の「独り言」として心のなかの声がささやく。暴力を正当化するように機能している。男性の暴力を支える信念が垣間見える（アンパンマンの名誉の

ために一言。アンパンマンは自己犠牲的でもある。少々複雑なつくりになっているが殴る人は都合のよいところだけを真似る）。

この正義の暴力という意味づけは、社会のなかではよくある記号（勸善懲悪物語、テロ対策、暴力で強くなるなど）として流通し、個々人の動機として汲み上げられる。暴力、いじめ、ハラスメント、虐待、体罰などの対人暴力を正当化する説明として作用する動機の話彙となっている。もちろんそれは加害者にとっての正義なので身勝手な正義である。

正義の声は、男性の暴力加害者によくみられる話彙である。彼らは「糺すこと」が好きである。その基準は自らが設定する。警察になりたがるとでもいえようか。コントロール感が満たせるからだだろう。他者非難も好む。怒りの火種を至る所からみつけてくる。怒りは自らを活性化させ、エネルギーにするてっとり早い感情だからである。合理的にできている。

正義の暴力という意味づけは、国際社会においてテロ戦争が昂じていく過程から、離婚問題で男女間の葛藤がピークに達していく過程、そしてけんかで互いのあら探しが深まっていく過程にいたるまで、実に多様で身近にある。自らの主張が正しいと思い込み、互いに譲らない。しつけのためと称して虐待をくわえる親も子どもをきちんとさせるためにと正義の動機を語る。それほど正義と暴力は近い領域にある。怒りが暴力を振るわせると思いがち。その前提にはいくつかの留保がいる。怒らせるお前が悪い、この怒りは統

制できないので行動化はやむを得ない、人は感情には責任をもてない、家族や親密な関係性はそうしたものだなどという一連の思考と行動の連鎖が瞬間的にできあがる。

5 歳にして息子は面前 DV を察知する。それをアンパンマンを見たくないというかたちで表現する。子どもへの影響は多面的であるが、その息子、法律学を学び、暴力に対応できる法曹になりたいといっているらしい。認知的な感性も育まれているので暴力の連鎖にはならないのだろうけど、幼い子どもの反応から学ぶべきだろう (『DV にさらされる子どもたち-加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』ランディ・バンクロフト、ジェイ・G・シルバーマン、幾島幸子訳、金剛出版、2004 年)。

#### 9. 加害の語りのコミュニティの向こう側にあること-アロ・ケアリングのほうへ

そこでなんとか未来を志向するために事後的な対応や暴力・虐待の防止という両面から考えていくことが必要となる。子ども虐待のある家族への介入と支援はすでに筆者は従来抜け落ちていた男性・父親向けのグループワークである男親塾として取り組みをすすめているが、それは単に加害の語りのコミュニティではなく、父性の涵養を社会的に促すためという目的もある。肝心なことは親対策のテーマは子どもの利益がメインであるべきことだ。その限りでの親支援である。親のための家族再統合ではないし、家族システムのなかの最も弱い環を対象化すべきだろう。その上で、社会的養育を意味するアロ・ケアリング

allo-caring やアロ・マザリン allo-mathering の概念にならいたい。allo とは「他の」という意味であり、核家族だけに養育を押しつけない社会の形成を意味する。子育てコミュニティのことである。社会全体が責任をもって子どもを育てあげる方策や指針を求めていくことを意味する言葉である。別の機会に紹介していきたい。

なかむらただし (社会病理学/臨床社会学)